

## 一般社団法人 日本獣医腎泌尿器学会 生命倫理に関する規程

(目的)

### 第1条

本規程は、日本獣医腎泌尿器学会生命倫理基本要項の周知・啓発・運用を行うことを目的に、学会理事会のもとに設置する生命倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）の任務および運営に関する事項を定めるものである。

(生命倫理基本要項)

### 第2条：前文

日本獣医腎泌尿器学会は、獣医腎泌尿器学に関する真理の探究と技術の研鑽・革新に絶えず挑み、新しい価値を想像することによって、動物および人類の健康と福祉、地球環境の保全などの分野で社会に貢献することを使命とする。そのため、学会誌や学術集会などの学会活動においては、以下に定める倫理基本要項を遵守する。

### 第3条：基本要項

#### 1. 学会員の社会的責任

学会員は、獣医腎泌尿器学が人と動物の絆の構築、動物福祉・愛護の促進、獣医療の発展などを推進するための学問であること、また、社会の信頼と負託の上に成り立っていることを認識し、社会が真に必要とする獣医腎泌尿器学の研究、教育、および獣医療の実践に努める。

#### 2. 学会員の研鑽と向上

学会員は、獣医腎泌尿器学に関連する能力と人格の向上に継続的に努め、自らの専門知識の活用によって獣医腎泌尿器学の社会的信頼の向上に努める。

#### 3. 対象動物への態度

学会員は、動物を対象とした教育、研究および診療に従事する際には、常にその生命を尊重し、苦痛への配慮や福祉・愛護を考慮しつつ、真摯な態度で扱う。

#### 4. 法令等の遵守

学会員は、獣医腎泌尿器学に関する活動において、社会規範、法令および関係規則を遵守する。

#### 5. 秘密保持

学会員は、日本獣医腎泌尿器学会の活動上知り得た情報の機密保持の義務を負う。

#### 6. 情報の公開

学会員は、中立性と客観性に基づいた信念にしたがって、得られた知的成果の公開に努め、人々の啓発に貢献する。

#### 7. 利益相反の回避

学会員は、自らの獣医腎泌尿器学に関する活動において、利益相反を生むことを回避し、利益相反がある場合には、説明責任と公明性を重視して、利益相反についての情報をすべて開示する。

#### 8. 公正な活動

学会員は、獣医腎泌尿器学に関する事項の立案、計画、申請、実施、報告などの過程において、真実に基づき、公正かつ誠実に行動する。

- (1) 研究・調査データの記録保存には厳正な取り扱いを徹底する。
- (2) それらデータについて、ねつ造、改ざん、盗用などの不正をしない、または加担しない。
- (3) 獣医腎泌尿器学に関わる問題に対しては、中立的かつ客観的にそれを討議し、責任ある結論を導くとともに、対応を実行する。

#### 9. 学会員相互の協力と尊重など

学会員は、他の学会員と協力して互いの能力の向上に努め、専門活動上の批判には謙虚に耳を傾け、不公正な競争を避けて真摯な態度で接するとともに、他者の知的成果・業績を正当に評価し、知的財産権を尊重する。

#### 10. 教育

学会員は、自己の専門知識と経験を生かして、将来を担う後進の指導・育成に努める。

(倫理委員会の構成)

#### 第 4 条

本委員会の構成は以下のとおりとする。

1. 倫理委員会長 1 名
2. 倫理委員会構成員 2～3 名程度

(委員の選出および任期)

#### 第 5 条

委員長は学会長が指名し、倫理委員会の構成員は委員長が指名する。これらの倫理委員会構成については理事会において承認を得る。倫理委員会構成員（長を含む）の任期は学会長の任期と同一とし、再任は妨げない。

(倫理委員会の任務)

#### 第 6 条

倫理委員会は以下のことを行う。

1. 学会員に対する学会の生命倫理基本要項の周知および啓蒙に関する活動
2. 学術集会の一般演題に対する生命倫理要項に基づいた審査
  - (1) 症例発表の分野において、獣医療における腎泌尿器疾患診療上の倫理的な審議

- (2) 研究発表の分野において、獣医腎泌尿器学的な調査、研究、および教育など、診療以外での倫理的判断を必要とする事項の審議
  - (3) 発表演題に関連する利益相反に関する事項の審議
  - (4) その他、学会・理事会が必要と認めた事項の審議
3. 外部から寄せられた学会活動に関する質問や問題提起に関して、必要な調査の実施および対応の検討
  4. 審議事項については、委員長が必要に応じて構成員を招集し会議を開催するが、非対面のメール会議も含まれる
  5. 構成員による上記倫理委員会での審議結果は、倫理委員長が理事会に報告し、理事会は倫理委員会の報告を尊重して対応する

(倫理委員会構成員の守秘義務)

#### 第 7 条

倫理委員会構成員は、本倫理委員会の活動で知り得た情報に関する守秘義務を負う。また、それらの情報を個人的な目的のために使用してはならない。

#### 補則

本規則の改正は、理事会の承認を経て行うものとする。

#### 附則

この規程は、2025年6月1日より施行する。